

岩手県監査委員告示第46号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成22年岩手県監査委員告示第18号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年10月8日

岩手県監査委員 千葉 康一郎
岩手県監査委員 樋下 正信
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成21年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

一般会計の債権（県税を含む）および公営企業会計（医療局）の債権の管理について

3 監査委員告示

平成22年3月16日付け岩手県監査委員告示第18号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成21年度包括外部監査における監査結果に対する措置について 平成22年9月17日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
<p>不納欠損処理の実施について</p> <p>大学の授業料は公法上の債権として考えられ、時効の完成は私債権のように時効の援用を要しない。しかし、過年度に時効が完成している債権につき、不納欠損処理がなされない状態が続いている。不納欠損処理は、時効が完成した時期に適時に実施しなければならないものであり、回収できないものについて繰越調定することは好ましい処理ではないので、早急に不納欠損処理を実施すべきである。</p> <p>なお、県は時効が完成した債権については平成21年度に不納欠損処理を予定している。</p>	<p>不納欠損処理の実施について</p> <p>消滅時効が完成している債権について、平成22年3月2日に不納欠損処理を実施した。</p>